

●地域の憩いの場について

身近で安全に自由に遊べる公園や広場などの環境づくりについて、市の考え方と整備状況を質問いたしました。

公園の市民ニーズは変化してきており、子どもたちの遊び場、高齢化社会へ向けて、防災・減災への対応などにも活用していく考え方がでてきている中、市の公園も、そうしたニーズの変化に対応していく必要があります。遊具の修繕のタイミングや日頃から遊具に対して要望が出ている公園がある場合には、町内会単位でも構いませんので、お声をかけて、**地域の方々が利用したくなる公園**にしていくように要望いたしました。



また、全国各地の公園で健康遊具の設置が見られるようになり、市内の公園では16箇所32基の健康遊具を設置しているとのこと。利用のために遠くまで行く人は少ないはずですので、**健康という視点でも健康遊具を設置した公園を増やし活用していくことを要望**いたしました。

他にも**ボール遊びができる公園を増やせないか**と意見を述べさせていただきました。もちろん、近隣の方々への十分な配慮とご理解がなければいけません。時間区切るとか、ボールの種類を限定する等の対応を含めての検討をお願いいたしました。

地域の方が日常的に利用して滞在したくなる公園に整備されれば、必然的に子どもたちの見守りの目となります。子どもたちの遊び場と大人の健康維持・促進に向けて、**多世代交流の場として公園の活用**をお願いいたしました。



地域の方が利用できるスペースについて、**空き店舗の活用**が考えられます。市は商店街団体等が空き店舗を地域のコミュニティ施設として活用する場合、改装費及び賃借料などを助成し、空き店舗の積極的な活用を促しているとのこと。しかし現在、活用実績はないため、

さらに制度の周知を図っていただき、何か活用したいと思っている人たちの後ろ盾となり、**地域の憩いの場を提供**できるよう要望いたしました。

住所：鎌倉市腰越 3-23-7 連絡先：0467-32-5889

ホームページ：<http://www.hinata-kamakura.com/>

ブログ：<http://ameblo.jp/hinata-shingo/>

メール：hinata.shingo@gmail.com フェイスブック：日向慎吾

ツイッター：@HinataShingo インスタグラム：hinata.shingo



討議資料



ひなた新聞 28号



鎌倉市議会議員

ひなた慎吾



活動レポート

1983年6月9日 生まれ (34歳)

モンタナ幼稚園→腰越小学校

→腰越中学校→鎌倉高校→日本大学卒業

IT企業へ就職後、2013年29歳で鎌倉市議会議員初当選。

2017年2期目の当選。腰越在住。

〈現在〉観光厚生常任委員会委員・議会広報委員会副委員長



改選後、初の定例会が開催されました。

私は2期目のスタートも観光厚生常任委員会に所属いたします。昨年と委員構成は変わりましたが、委員長を務めさせていただいた経験を活かし引き続き取り組んでまいります。また、議会広報委員会の副委員長も務めさせていただくことになりました。「開かれた議会」を目指して広報活動にもしっかりと取り組んでまいります。

6月定例会では前期から取り組んできた内容を含めて、3年後に迫っている「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての対応」、

そして、地域の人たちのつながり、普段から顔の見える関係を築いていくためにも、「地域の憩いの場について」一般質問をいたしました。

クリーン&ガーデニング大作戦

毎月第3土曜日の7時30分～8時30分

腰越駅集合(雨天中止)



腰越駅周辺・腰越海岸の清掃と雑草の手入れを行います。終了後、意見交換会も行っております。お時間の許す限り、お気軽にご参加ください。

☆スケジュール☆

第52回：7月15日

第53回：8月19日

第54回：9月16日

第55回：10月21日

：

●2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての対応



「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会鎌倉市推進基本方針」の策定や国の交付金の対象事業として申請するなど、基本方針の実現に向けた取り組みを進めており、事前合宿誘致に向けた海外のセーリングチームへの働きかけなどを行っているとのこと。様々な対応が必要になりますが、大会後においても、次世代の財産として、引き継がれていく取り組みとなることを望みます。

《民泊について》

6月9日に住宅の空き部屋やマンションの一室を利用して旅行者を宿泊させる「民泊」のルールを定めた住宅宿泊事業法（民泊新法）が参議院本会議で可決し成立しました。来年にも施行されると予想され、今後は鎌倉市でも民泊が増えていくと考えられます。民泊は「泊まる観光」推進の一つの選択肢ではありますが、住環境・治安・衛生等の悪化についての懸念の解消をする必要があります。

民泊新法が施行されることにより、現行法では営業許可を取得できない住居専用地域系の用途地域や市街化調整区域であっても、県知事に届出をすれば、年間180泊以内であれば住宅宿泊事業を実施することが可能となります。現在、鎌倉市が通報を受けて対応している案件は7件ですが、すべて住居専用地域系の用途地域にあるため、営業をやめるように指導するなど対応ができる状況です。しかし、民泊新法が施行されると、これらの地域でも民泊が可能となるため、市では指導ができなくなります。

通報の内容は、不特定多数の人の出入り、夜間の騒音及びゴミの問題など、近隣の方が不安を訴えるものです。この鎌倉市の実情を権限のある神奈川県に対して申し上げていくように要望いたしました。

市からも相談窓口を設置するなど、住宅宿泊事業を適法に始めるための相談を受けることができ、また、市民から通報や苦情を受けた場合に速やかに対応できる仕組みを検討し、さらに神奈川県に対して地域の実情を反映した条例の制定を要望していきたい旨の答弁をいただきました。



《インバウンド対策》

鎌倉に訪れる外国人に対しては、多言語による観光案内所での対応、外国語版マップの配布、外国語ガイドなどにより案内していますが、平成29年度はQRコードなどICTを活用した多言語案内を行う予定とのことです。QRコードをスマートフォン等で読み取り、行先まで案内できるようになれば、経路情報が簡単に入手できるようになります。

他にも平成30年度から行う鎌倉駅東口駅前広場の改修に合わせ、外国語表記を伴うバス乗り場の案内板を誰もが見やすくなるよう一新することです。観光客が迷うことなく安心して観光を楽しめるよう対策の実現を要望しました。

また、セーリング会場付近となる腰越駅においても対策を要望し、腰越駅における外国語の案内表示やWi-Fi設置、歩行者の安全確保のため市道の整備など受入れ環境に努めていく旨の答弁をいただきました。



《漁業への影響について》

セーリング競技は2020年ですが、その前から練習等がありますし、大会終了後のことも考えておかなければなりません。漁業活動に対する影響が最小限にとどまるよう漁業者と連携を図り、神奈川県との協議が円滑に行われるようサポートしていきたいとのことですので、積極的に漁業者の声を聴いていただくように要望いたしました。

また、要望していました腰越漁港の浚渫工事について、平成29年度に機能保全計画を策定し、平成30年度に工事をしていただく予定となりました。これにより、大型漁船が1号泊地内に停泊可能となり、漁業者の利便性を高めることができるようになります。



《市民に対する取り組みについて》

マリンスポーツの体験イベントやシンポジウム、事前キャンプやホストタウンによる選手と市民との交流等を考えているとのこと。放映等で課題はありますがセーリング競技のパブリックビューイングや観覧席を設けるなど、会場付近ならではの取り組みを要望いたしました。

